

下水道における有害化学物質の基礎的情報に関する調査研究

全体期間

1999.12～2000.3

本文57P～62P

(目 的)

平成11年7月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の管理の促進に関する法律」(以降、PRTR法という)を背景として、有害性のある化学物質の環境への排出等を把握するPRTR (Pollutant Release & Transfer Register) が制度化される等、社会的にも微量化学物質等に関する関心が高まってきているといえる。

本法では、環境の保全に関わる化学物質の管理に関する科学的知見及び化学物質の製造、資料その他の取り扱いに関する状況を踏まえ、事業者及び国民の理解の下に、化学物質の性状及び取り扱いに関する情報の提供に関する措置等を講ずることにより事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的としている。

本調査研究は、下水道事業におけるPRTR制度への対応策について検討に資するために、PRTRを含めた下水道における有害化学物質のリスク管理の手法に関する検討を行うための化学物質に関する物性や特性、化学物質に関する管理制度等の基礎的情報の収集、取りまとめを目的とした。

(結 果)

1. PRTR法制度に関する整理

PRTR法について目的、制度の内容等について整理し、下水道事業との関連について取りまとめを行った。

2. 化学物質情報等の収集・整理

PRTRの対象物質について法規制の位置付けや物性や特性について情報整理、収集を行った。

下水道に関わる法規制としては、下水道法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、悪臭防止法、肥料取締法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類特別措置法等が挙げられ、これらにより規制の対象となる物質の整理を行った。また物質情報等については国内外のデータベース等より情報収集を行った。

3. 流入負荷量及び排出量の算定方法の検討

化学物質の管理方法について整理し、PRTRの届出値を算出する方法について整理を行うと共に、既にPRTR制度を導入している海外の事例について調査を行った。

4. 下水道における有害化学物質の状況調査

下水処理過程の排出係数を算出する際に用いるデータ収集のため、下水処理場における既存の微量化学物質測定事例を調査した。この結果、多くの物質において放流水や流入水の測定がされているが、脱水汚泥や大気、焼却灰の含有量のデータが非常に少ないことが分かった。

固有研究

研究担当者：江藤 隆，西村 孝彦，那須 基，後藤 雅子，野尻 希守

キーワード

微量化学物質，PRTR制度